

衛生証明書の発行 審査基準

【事務の根拠等】

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 15 条第 2 項

第十五条 (略)

2 都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)は、輸出先国の政府機関から、輸入条件が定められている農林水産物又は食品について、都道府県知事等が輸出証明書を発行するよう求められている場合であって、当該農林水産物又は食品の輸出を行う事業者から申請があったときは、主務省令で定めるところにより、当該都道府県知事等が管轄する区域内において生産され、製造され、加工され、又は流通する農林水産物又は食品に係る輸出証明書を発行することができる。

3 (略)

農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規定

第 1 輸出証明書の発行に関する手続

2 都道府県知事等による輸出証明書の発行

(1) 法第 15 条第 2 項の規定に基づき都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)が行う輸出証明書の発行に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 2 の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。

(2) から (4) まで (略)